はちみつ類の表示に関する公正競争規約 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変 更 後 現 (目的) 第1条 この公正競争規約(以下「規約」 第1条~第3条 (略) という。)は、不当景品類及び不当表示防 止法(昭和37年法律第134号)第31条第1 項の規定に基づき、はちみつ類の取引に ついて行う表示に関する事項を定めるこ とにより、不当な顧客の誘引を防止し、 一般消費者による自主的かつ合理的な選 択及び事業者間の公正な競争を確保する ことを目的とする。 (定義) 第2条 この規約において「はちみつ類」 とは、はちみつ、甘露はちみつ、巣はち みつ及び巣はちみつ入りはちみつをい う。 (1) この規約において「はちみつ」と は、みつばちが植物の花みつを採集 し、巣房に貯え熟成した天然の甘味物 質であって、別表に定める性状を有 し、別表に定める組成基準に適合した ものをいう。 (2) この規約において「甘露はちみつ」 とは、みつばちが植物の分泌物又は同 分泌物を吸った他の昆虫の排出物を採 集し、巣房に貯え熟成した天然の甘味 物質であって、別表に定める性状を有 し、別表に定める組成基準に適合した ものをいう。 (3) この規約において「巣はちみつ」と は、新しく作られて幼虫のいない巣房 にみつばちによって貯えられたはちみ

つ又は甘露はちみつで、巣全体又は一

部を封入したまま販売されるものをい う。

- (4) この規約において「巣はちみつ入り はちみつ」とは、はちみつ又は甘露は ちみつに巣はちみつを加えたものをい う。
- 2 この規約において「事業者」とは、は ちみつ類を製造して販売する者、輸入し て販売する者又はこれらに準ずる者をい う。
- 3 この規約において「表示」とは、「不当 景品類及び不当表示防止法第2条の規定 により景品類及び表示を指定する件」(昭 和37年公正取引委員会告示第3号)第2 項に規定するものであって、はちみつ類 の表示に関する公正競争規約施行規則 (以下「施行規則」という。)に定めるも のをいう。

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、はちみつ類の容器包装 (食品衛生法(昭和22年法律第233号)第 4条第5項に規定する容器包装をいう。 以下同じ。)に、次の各号に掲げる事項を 施行規則に定めるところにより、邦文で 外部から見やすい場所に明瞭に表示しな ければならない。

ただし、表示可能面積がおおむね30平 方センチメートル以下のものにあって は、食品表示基準(平成27年内閣府令第 10号)で省略できる場合に限り、第2 号、第7号、第9号及び第10号の事項の 表示を省略することができる。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 原料原産地名
- (4) 内容量

- (5) 賞味期限
- (6) 保存の方法
- (7) 原産国名
- (8) 食品関連事業者(食品表示法第2条 第3項第1号に規定する食品関連事業 者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称 及び住所
- (9) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- (10) 栄養成分の量及び熱量
- 2 使用上の注意に関する表示は、施行規 則に定めるところにより表示しなければ ならない。

(特定事項の表示基準)

- 第4条 事業者は、はちみつ類の商品名等 に、次の各号に掲げる事項を表示する場 合には、それぞれ当該各号に定める基準 に従い表示しなければならない。
 - (1) 純粋等

「純粋」、「天然」、「生」、「完熟」、「 ピュア」、「ナチュラル」、「Pure」、「 Natural」その他これらと類似の意味内 容を表す文言を表示する場合には、「純 粋」又は「Pure」という文言に統一して行 わなければならない。

(2) 有機

「有機」、「オーガニック」その他これらと類似の意味内容を表す文言を表示する場合には、有機農産物及び有機農産物加工食品について日本の有機認証制度と同等性が認められた外国の公的な認証制度において有機性が認められたはちみつ類の製品輸入であって、当該認証制度のマークが商品に表示されていなければならない。

また、上記の有機性が認められたは

(特定事項の表示基準)

第4条 事業者は、はちみつ類の商品名等 に、次の各号に掲げる事項を表示する場 合には、それぞれ当該各号に定める基準 に従い表示しなければならない。

(1)~(3) (略)

ちみつ類をバルクで輸入して国内で製 品化する場合には、国内の加工の全段 階を通じて、有機食品の信頼性が保た れていなければならない。

(3) 国産

「国産」という文言を表示する場合 には、前条第1項の規定により同項第 3号に掲げる原料原産地名として他の 採蜜国と併せて表示する場合を除き、 その原料蜜の全てが国内で採蜜された ものでなければならない。

(4) 採蜜源の花名

採蜜源の花名を表示する場合には、 当該はちみつの全て又は大部分を当該 花から採蜜し、その花の特徴を有する ものであって、かつ、採蜜国名を表示 しなければならない。

ただし、施行規則で定める外国政府の 採蜜源の花名に関する基準により定めら れた採蜜源の花名を表示する場合にあっ ては、施行規則に定める表示方法に従っ てこれを表示することができる。

2 事業者は、前項に規定する事項のほ か、はちみつ類の容器包装に特定の原材 料を商品名として表示する等、当該原材 料を使用している旨を強調して表示する 場合は、施行規則に定めるところにより 表示しなければならない。

(会員証紙)

- 第5条 一般社団法人全国はちみつ公正取 第5条~第6条 引協議会(以下「公正取引協議会」とい う。)は、規約に従い適正な表示をしてい る構成事業者に対し、その販売に係るは ちみつ類の容器包装に「会員証紙」を使 用させることができる。
- 2 「会員証紙」は、施行規則に定めると

(4) 採蜜源の花名

採蜜源の花名を表示する場合には、 当該はちみつの全て又は大部分を当該 花から採蜜し、その花の特徴を有する ものであって、かつ、採蜜国名を表示 しなければならない。

2 (略)

(略)

ころにより表示しなければならない。

(規則で定める必要表示事項等)

第6条 公正取引協議会は、第1条の目的 を達成するため特に必要があると認める 場合には、前三条に規定する事項のほ か、これらの事項に関連する特定の表示 事項又は表示の基準を規則により定める ことができる。

(不当表示の禁止)

- し、次の各号に掲げる表示をしてはなら ない。
 - (1) 第2条に規定するはちみつ、甘露は ちみつ、巣はちみつ又は巣はちみつ入 りはちみつの定義に合致しない内容の 製品について、それぞれ定義に合致す る製品であるかのような表示
 - (2) 第4条第2項に規定する特定の原材 料を使用している旨を強調して表示す る場合の施行規則に定める表示基準に 合致しない内容の製品について、当該 基準を満たすかのように誤認されるお それがある表示
 - (3) 客観的な根拠に基づかないで「特 選」、「高級」、「デラックス」その他これ らと類似の意味内容を表す文言を用い ることにより、当該製品の品質が特に 優良であるかのように誤認されるおそ れがある表示
 - (4) 賞を受けた事実又は推奨を受けた事 実がないにもかかわらず、受賞又は推 奨を受けたと誤認されるおそれのある 表示
 - (5) 自己の取り扱う他の製品又は自己の 行う他の事業について受けた賞又は推

(不当表示の禁止)

- 第7条 事業者は、はちみつ類の取引に関一第7条 事業者は、はちみつ類の取引に関 し、次の各号に掲げる表示をしてはなら ない。
 - (1)~(2) (略)

- (3) 客観的な根拠に基づかないで「特 選」、「高級」、「デラックス」その他これ らに類似する意味内容の文言を用いる ことにより、当該製品の品質が特に優 良であるかのように誤認されるおそれ がある表示
- (4)~(8) (略)

奨が当該製品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある 表示

- (6) 品質、原料、原産地、採蜜源その他製品の内容又は取引条件について、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるような表示
- (7) 他の事業者又はその製品を中傷し、 誹謗するような表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、自己の 製造又は販売に係るはちみつ類の内容 又は取引条件について、実際のもの又 は自己と競争関係にある他の事業者に 係るものよりも著しく優良又は有利で あるかのように誤認されるおそれがあ る表示

(公正取引協議会の設置)

- 第8条 この規約を適正に施行するため、 公正取引協議会を設置する。
- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

- 第9条 公正取引協議会は、次の事業を行 う。
 - (1) 不当景品類及び不当表示防止法及び 公正取引に関する法令の普及並びに違 反の防止に関すること。
 - (2) 証紙の交付に関すること。
 - (3) 規約の内容についての周知徹底に関すること。
 - (4) 規約についての相談及び指導に関すること。
 - (5) 規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。

第8条~第12条 (略)

- (6) 規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (7) 関係官庁との連絡及び施策の協力に関すること。
- (8) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要と認められること。

(違反に対する調査)

- 第10条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。
- 2 事業者は、前項の規定による公正取引 協議会の調査に協力しなければならな い。
- 3 公正取引協議会は、第1項の規定に基づく調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

- 第11条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受け た事業者が当該警告に従っていないと認 めるときは、当該事業者に対し、50万円 以下の違約金を課し、除名処分をし、又

は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前 二項の規定により警告をし、違約金を課 し、又は除名処分をしたときは、その旨 を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官 に報告するものとする。

(施行規則)

- 第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。
- 2 前項の規則を設定し、又は変更すると きは、事前に公正取引委員会及び消費者 庁長官の承認を受けるものとする。

[別表]

(はちみつの性状)

はちみつは、淡黄色ないし暗褐色のシロップ状の液で、特有の香味があり、結晶を生ずることがある(採蜜源となる花等の種類又は保存条件によって結晶の遅速が甚しく異なる。)ものである。

(はちみつの組成基準)

水分 20%以下

ただし、第4条第1項第3号に規定 する国産はちみつにあっては22%以下 とする。

果糖及びぶどう糖含有量(両者の合計) 60g/100g以上

ただし、甘露はちみつ又は甘露はちみつとはちみつとの混合物の場合にあっては、45 g / 100 g以上とする。

しょ糖 5g/100g以下

ただし、次に掲げる採蜜源のはちみつ

〔別表〕

(略)

(はちみつの組成基準)

(略)

(略)

しょ糖 5g/100g以下

にあっては、それぞれ定める基準による ものとする(以下の括弧内は学術名であ る。)。

- (a) アルファルファ (ムラサキウマゴヤシ)、柑橘類、ニセアカシア (ハリエンジュ属ニセアカシア)、フレンチハニーサックル (すいかずら)、ヤマモガシ、レッドガム (ユーカリ・カマルドレンシス)、レザーウッド (ユークリフィア・リキダ)、エウクリフィア科ミリガニ10g/100g以下
- (b) <u>ラベンダー(ラベンダー類)、ボリジ</u>(むらさき科ボラゴ属)

15g/100g以下

電気伝導度 0.8mS/cm以下

ただし、甘露はちみつ又は甘露はちみつとはちみつとの混合物の場合にあっては、0.8mS/cm以上とし、次に掲げる採蜜源のはちみつは電気伝導度の組成基準の適用除外とする。

<適用除外対象>

ストロベリーツリー (イチゴノキ)、ベルヒース (エリカ)、ユーカリ、菩提樹 (シナノキ)、リングへザー (カルーナ) 、マヌカ、ティーツリー (メラレウカ)、クリ

Hydroxymethylfurfural 5.9mg/100g以下 ただし、熱帯地域(南回帰線と北回帰 線に挟まれた地域)若しくは熱帯地域と 似た気候の地域を原料原産地とするはち みつ又はこれらのブレンドの場合は、 8.0mg/100g以下とする。

遊離酸度 100gにつき1Nアルカリ5ml 以下

電気伝導度 0.8mS/cm以下

ただし、甘露はちみつ又は甘露はちみつとはちみつとの混合物の場合にあっては、0.8mS/cm以上とする。

Hydroxymethylfurfural 5. 9mg/100 g 以下

(略)

でん粉デキストリン 陰性反応	(略)

附則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この規約の変更の施行の日前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。